

第5部 被災者支援・復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保

第1節 災害対策本部の継続・廃止

【主担当部：総務部】

第1項 活動方針

- 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、市災対本部の設置を継続する。
- 市災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
市災対本部の継続	総務部	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等 (町内会等、津地方気象台等) ・各部の活動状況(各部)
災害対策職員の健康管理	総務部	【災対本部を長期間設置するとき】 災対本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況(各部)
市災対本部の廃止	総務部	【災害応急対策がおおむね完了したとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等 (町内会等、津地方気象台等) ・各部の活動状況(各部)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市災対本部の継続

(1) 市災対本部の継続の判断

異常な気象事象が収まり、市災対本部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、市内に被害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、市災対本部の設置を継続する。

(2) 各部への増員(総務部)

災害応急対策を継続するにあたり部内職員で人員の不足等が生じる場合、各部は総務部に対し増員派遣要請を行い、総務部は各部間での派遣職員の調整を行った上で、人員を派遣する。

2 災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

各部の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交代で休暇を与えるなど、適切な措置を講じなければならない。(1日2交代以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。)

(2) 心のケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

3 市災対本部の廃止

市災対本部は、市内に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止する。（「復興体制への移行」が必要と認められるとき）

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 国の実施する対策

(1) 非常災害対策本部の廃止・継続

ア 非常災害対策本部の廃止

非常災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の非常災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるとき、または緊急災害対策本部が設置されたときに廃止される。

イ 非常災害対策本部の継続

非常災害対策本部の廃止の状況にあると認められない場合、非常災害対策本部は継続される。

(2) 緊急災害対策本部の廃止・継続

ア 緊急災害対策本部

緊急災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の緊急災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるときに廃止される。

イ 緊急災害対策本部の継続

緊急災害対策本部の廃止の状況にあると認められない場合、緊急災害対策本部は継続される。

第2節 受援活動の展開

【担当部：総務部】

第1項 活動方針

- 県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、効果的な支援活動を展開する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
各協定等に基づく 応援要請	総務部	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況 (各部、町内会等)
連絡要員の受け入れ	総務部	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等 (応援自治体)
具体的な要請内容 の検討	総務部	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の 状況(各部・町内会等)
受援体制の構築	総務部	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・ 数量)・場所(各部、町内会 等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 各協定等に基づく応援要請

- (1) 被災者支援・復旧活動を実施するため必要があると認めるときは、応急時に引き続いて「三重県市町災害時応援協定」等の各協定及び基本法第67条・第68条並びに総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、協定市町及び県に対し応援を求め、県内市町に加え国・他府県等からの支援により、被災者支援・復旧対策に万全を期する。
- (2) 被災者支援・復旧活動の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、応急時に引き続いて、市内の被災者の状況や復旧活動を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

- (1) 応急時に引き続き、市災対本部に
応援自治体等の
連絡要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。
- (2) 応急時に引き続き、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

市災対本部は、被災者支援・復旧活動を実施するために必要となる資源(人・物)の状況についての的確に把握し、保有する資源(人・物)と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受援体制の構築

- (1) 市は、応急時に引き続き、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
- (2) 要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。
- (3) 本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」
2 2 協定書及び覚書一覧表（P102）を参照のこと。

第3節 国・県への災害対策要員の派遣要請等

【担当部：総務部】

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、県等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
- 県が応急措置を実施するため特に必要があると認めたときに発する従事命令、協力命令を受け、当該事務を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
国・県への職員の派遣要請等	総務部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況(各部)
従事命令等	当該事務を担当する部	【発災1週間後】 知事から命令があったとき	・当該事務及び当該事務を行うこととする期間(県)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 国・県への職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国及び県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 県の職員の派遣要請

県の職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

(3) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

第4節 災害救助法の適用

【主担当部：健康福祉部】

第1項 活動方針

- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
救助の実施	健康福祉部	【発災直後】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 (避難所、町内会等)
災害救助法の適用	健康福祉部	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 (避難所、町内会等)
経費の支弁及び精算	健康福祉部	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・救助実施状況 (全ての関係部局、町内会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 救助の実施

(1) 救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い(法定受託事務)、市長が補助する。ただし、必要な場合は、市長は委任により実施責任者となって救助を実施する。

なお、救助程度、方法及び期間は、厚生労働大臣が定める基準に従って、知事が定めるところにより現物で行う。

*参考『災害救助事務取扱要領(厚生労働省社会・援護局)』

(2) 実施記録

国基本通知『災害救助法による救助に実施について(昭和40年5月11日厚生省社会局長通知)』、県規則『災害救助法施行細則(昭和40年三重県規則第11号)』に基づく帳票を整備、管理する。

2 災害救助法の適用

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市を単位として、原則として同一原因の災害による被害が一定程度に達した場合で、現に救助を要する状態にあるときに行われる。

適用基準は次のとおりである(災害救助法施行令第1条第1項)。

ア 市内の住家滅失世帯数が50世帯以上のとき(第1号)。

イ 県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、かつ、市内の住家滅失世帯数が25世帯以上のとき(第1項第2号)。

ウ 被害世帯数はア又はイの基準に達しないが、県の区域内の被害世帯数が7,000世帯に達した場合で、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき(第1項第3号前段)。

エ 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（第4号）。

(2) 被害状況把握、伝達

被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行い、県へ情報提供する。

被害状況の把握にあたっては、以下の項目について行う。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害発生の原因及び被害概況

ウ 被害状況

(ア) 人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者数（重症者数及び軽傷者数）

(イ) 住家の被害

a 全壊、全焼及び流出世帯及び人員

b 半壊又は半焼世帯数及び人員

c 床上浸水世帯数及び人員

エ 法による救助実施年月日（見込み含む）

オ 既にとった措置及び今後の見込み

カ その他必要事項

3 経費の支弁及び精算

災害救助法が適用になった場合、経費は、市において繰替支弁し、下記のとおり精算する。

① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する。

② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

市町別適用基準

災害救助法施行令第1条第1項による。

市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
鳥羽市	17,525	7,382	50	25

※人口、世帯数は、令和2年国勢調査結果による。

※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる。

第2章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の長期運営等

【主担当部：総務部、税務部】

第1項 活動方針

- 避難所の長期運営が見込まれる場合、要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、市災対本部各部が協力・連携して避難所の運営を支援する。
- 市内の避難所が不足する場合、県内外市町村及び災害協定締結市町（以下、他市町村という。）と協力して広域的な避難対策に取り組む。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整	総務部 税務部	【発災36時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報（町内会等）
他市町村への避難者の受入要請	総務部	【発災36～48時間以内】	・避難所運営情報（町内会等）
再避難の実施支援	総務部 税務部	【発災48時間以内】	・避難所運営情報（町内会等）
避難所（二次避難）の運営及び管理の支援	税務部	【発災36時間以内】	・避難所運営情報（町内会等）

第3項 対策

■市が実施する対策

1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

2 他市町村等への避難者の受入要請

災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足するときには、県内外市町村への受入を県に要請、又は直接災害協定締結市町に市民の受入れについて要請する。

3 再避難の実施支援

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

4 避難所（二次避難）の運営及び管理の支援

避難所の運営及び管理の支援にあたっては、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、

特に、「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営 ■市が実施する対策 3 避難所（二次避難）の開設及び運営支援 (4) 避難所の運営及び管理の支援」(P4-49～50)の点に留意して、適切に行う。

第2節 緊急輸送手段の確保

【主担当部：総務部、市民部、建設部、定期船部、消防部】

第1項 活動方針

- 大規模災害が発生した場合、市内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
市が所有する車両・船舶の確保	総務部 市民部 定期船部	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能 公用車、船舶の把握を行う	・車両・船舶の被害状況(各部)
輸送ルートの情報収集・伝達	建設部 市民部 総務部 消防部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・道路、港湾、ヘリポート等の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(各施設の管理者等)
輸送手段の確保及び応援要請	総務部 市民部 定期船部	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める 場合、速やかに	・輸送手段の要請(県・各協定締結団体)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市が所有する車両・船舶の確保

各部等が所有する公用車及び定期船部が所有する船舶の被害情報を収集し、使用可能な輸送手段を確保する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。また、物資拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保及び応援要請

(1) 輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 ■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」(P2-37~38)に基づき要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

■防災関係機関等が実施する対策

「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 ■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」
(P2-37～38) に準じる。

■その他の応急対策実施機関が実施する対策

〈各協定締結団体の実施する対策〉

1 緊急対策

各協定締結団体内及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第3節 救援物資等の供給

【担当部：総務部、市民部、税務部、観光商工部、定期船部、健康福祉部】

第1項 活動方針

- 市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
避難所等における必要物資等品目・量の把握	税務部	【発災 12 時間以内】	・避難所別市備蓄在庫状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(避難所、地区指定員)
必要物資等の支援要請	総務部	【発災 24 時間以内】必要物資等が不足している場合	・市外からの物資等配送状況(県、協定締結団体等)
災害義援品(物資等)の処置	健康福祉部	【発災 24 時間以内】生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況(総務部)
物資等拠点の開設・運営	観光商工部	【発災 24 時間以内】必要物資等が不足している場合	・市外からの物資等配送状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(総務部)
物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災 24 時間以内】生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況(総務部)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難所等における必要物資等品目・量の把握

市は市や地域の備蓄等を含めた避難所等の物資等の状況について各避難所や地区指定員等から情報収集を行い、調達が必要となる物資等の品目・量を的確に把握することに努める。

2 必要物資等の支援要請

(1) 被災者に対する食料供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日2回以上供給する。

なお、風水害はある程度予測できることから食料の準備は市民や地域が行うことを原則とするが、現在、市で備蓄している地震・津波の際の備蓄を活用することもできる。

- ア 避難者発生～24時間以内 : 市民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- イ 避難者発生24時間後～ : 避難所等の備蓄食料、協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ウ 避難者発生48時間後～ : 協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- エ 避難者発生72時間後～ : 市民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）
※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 避難者に対する生活必需品等の供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資等を避難者に供給する。

※調達・配分の際は、各避難所からアレルギー対策等の要望についても配慮する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・ 避難者発生～24時間以内 : 医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設・携帯トイレ、（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等
- ・ 避難者発生24時間後～ : 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に必要な物資等の確保に努める。

(4) 県に対する物資等支援要請

物資等が不足している場合は県に対して支援を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、県の指示を受けられない場合は農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(5) 大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

市は、たすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、支援を要請する。

3 災害義援品（物資等）の処置

(1) 災害義援品の受付

災害義援品は国・地方公共団体又は企業等からのまとまった物資（混載等により仕分けが必要な物資を除く）のみ受入れ、個人からの義援品は受け付けない。

(2) 災害義援品の配分

災害義援品は物資拠点において、受払簿等を作成し、受付状況を把握し、各避難所へ配分する。

(3) 災害義援品の処分

個人等から送られた以下の物品等については、換金・リサイクル等により、災害義援金として活用し、換金できないものは災害廃棄物として処分する。

- ・使用済み（中古）衣類・毛布等
- ・家電品
- ・食品
- ・各種品目が混載された荷物
- ・直ちに避難所生活に必要なとは判断できない物品等

4 物資等拠点の開設

市は調達した物資等を受け入れるため、物資等拠点を開設する。

5 物資等拠点の運営

開設した物資等拠点において、市の物資等、県等からの支援物資等、災害義援品等を受入、管理を行い、各避難所の物資等不足状況を踏まえ、避難所ごとに必要な物資等を振り分け、避難所への輸送が速やかに行われるようにする。

6 物資等の輸送

(1) 陸上輸送（市民部）

物資等拠点から、市内各避難所への物資等の陸上輸送を迅速に行う。

離島への輸送については海上輸送基地まで陸上輸送を行う。

（「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」（P2-35）を参照）

(2) 海上輸送（定期船部）

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送若しくは輸送人員に変動されるが、原則、市の管理する定期船を活用することとする。

（「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」（P2-37）を参照）

(3) 空中輸送（総務部）

陸上・海上の交通の途絶に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁に対して空中輸送の出動要請をする。

（「第4部 第2章 第4節 ヘリコプターの活用」（P4-34）を参照）

■町内会等・企業等が実施する対策

1 地域における物資の調達

町内会等は、災害時の食料等は原則として個人・地域で準備するものであるという考えのもと、地域内においてもそれぞれの特性（アレルギー対応食・年齢構成・環境等）に応じ、食料・水等の物資を調達するように努める。

2 大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

町内会等は、市のたすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、協力を求め、物資等を提供してもらう。

第4節 給水活動

【主担当部：水道部】

第1項 活動方針

- 市は応急給水活動の総合調整及び給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 市の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、市民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
飲料水の確保	水道部	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
応急給水活動の調整	水道部	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
応急給水活動の実施	水道部	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 飲料水の確保

市民に対して一人あたり3日分程度の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

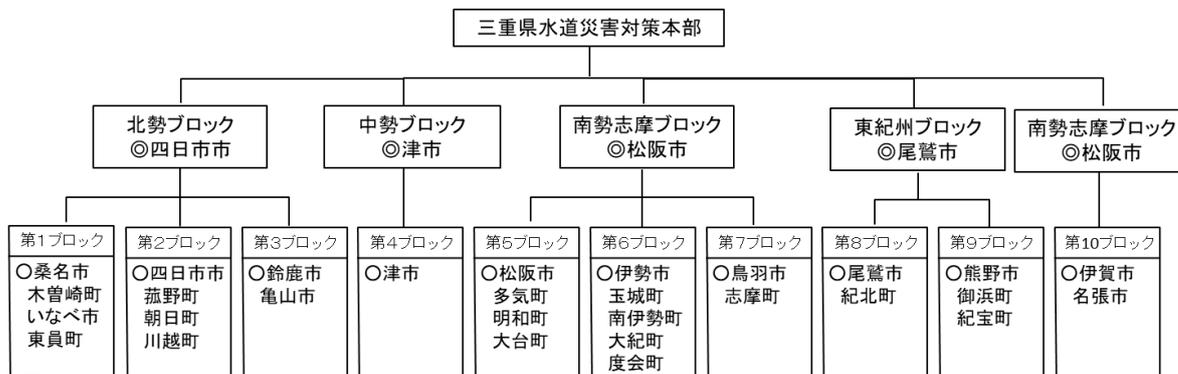
ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

- エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。
- オ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

三重県水道災害広域応援組織図



◎幹事都市（ブロック代表者）、○連絡都市

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない市民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 市民への広報

市民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、市民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

市は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈自衛隊の実施する対策〉

1 給水活動

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

〈海上保安庁の対策〉

1 給水支援

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

〈四日市港管理組合の対策〉

1 給水支援活動

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する給水船を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域の市民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

災害発生後3日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第5節 ボランティア活動の支援

【主担当部：市民部】

第1項 活動方針

- 災害ボランティアセンターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、市災対本部、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに市内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、様々な専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
災害ボランティアセンターの設置	市民部	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	・被災状況 (町内会等)
災害支援団体との連携			

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置

市災対本部と市社会福祉協議会は、連携してボランティア活動に対する支援及び調整窓口として「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき災害ボランティアセンターを設置し、市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアセンターへの支援

災害ボランティアセンターが効率的に活動できる環境整備の支援を行う。

また、各種関係機関との連絡調整、情報提供の支援を行う。

(2) 災害ボランティアの受け入れ支援

一般ボランティア、専門ボランティア及び各種団体の活動が効果的に行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な災害支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自主防災組織及び町内会等は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティア要請への調整（コーディネート）を行う。

2 災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入支援を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第6節 防疫・保健衛生活動

【主担当部：健康福祉部、環境部】

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
実施体制の確立	健康福祉部 環境部	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(町内会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施体制の確立

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

(ア) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

(イ) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市は、(社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、ペットの救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておく、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第7節 災害警備活動

【主担当部：総務部】

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合は、速やかに災害時の情報収集、救出・救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保等、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動のため、鳥羽警察署と連携をとる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
災害警備活動における警察との連携	総務部	【発災1時間以内】 発災後直ちに	・災害警備情報(鳥羽警察署等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害警備活動における警察との連携

市災対本部は、発災後、速やかに鳥羽警察署と連携をとり、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を鳥羽警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保等について協力する。

■鳥羽警察署が実施する対策

「第4部 第1章 第3節 防災関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察)との連携体制確保」(P5-21)を参照。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈海上保安庁が実施する対策〉

1 海上における犯罪予防等

海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・市民が実施する自助・共助の対策

1 各種犯罪・事故の未然防止等活動

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い

【担当部：環境部、消防部】

第1項 活動方針

- 風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 市は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
行方不明者の捜索	消防部	【発災直後以降】 市災対本部設置後速やかに	被害状況、救助活動の状況(町内会等、防災関係機関等)
検視場所・遺体安置所の調整	環境部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	被害状況、救助活動の状況(町内会等、防災関係機関等)
遺体の収容、処置	環境部	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の発見・検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(町内会等、防災関係機関等)
遺体の埋火葬等	環境部	【発災後3日以内】 遺体の検視、検案身元確認後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(町内会等、防災関係機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 行方不明者の捜索

(1) 実施者及び方法

市災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

市災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町にあると認められるとき等にあつては、隣接する市町又は行方不明者漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- ア 行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- イ 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ウ 応援を求めた人数又は舟艇器具等
- エ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

鳥羽警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。
(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、鳥羽警察署と調整を図り、鳥羽市体育館を候補地とする。)

3 遺体の収容、処置

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災対本部は速やかに鳥羽警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処置する。

(1) 実施者及び方法

遺体の処置は、市災対本部と医療救護班（志摩医師会）等が連携し、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市災対本部において実施できないときは、県へ要請を行う。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬等

災害の際死亡したもので、市災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

ア 埋火葬の実施は、市災対本部において、市火葬場の被害状況を確認し、直接火葬もしくは土葬に付す。

イ 埋火葬の実施が、市災対本部でできないときは、「＜市が実施する対策＞1（2）応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈警察の実施する対策〉

1 行方不明者の搜索、遺体の収容・検死等

市と連携のもと、行方不明者の搜索を行うものとする。また、遺体の発見後においては、遺体の収容、検視等を行うものとする。

〈志摩医師会の実施する対策〉

1 死亡の確認等

市の指定する遺体の検視場所等において死亡の確認等を行うものとする。

〈自衛隊の実施する対策〉

1 遺体の搜索活動等

自衛隊は、県の要請に基づき、市、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

〈海上保安庁の実施する対策〉

1 遺体の捜索活動等

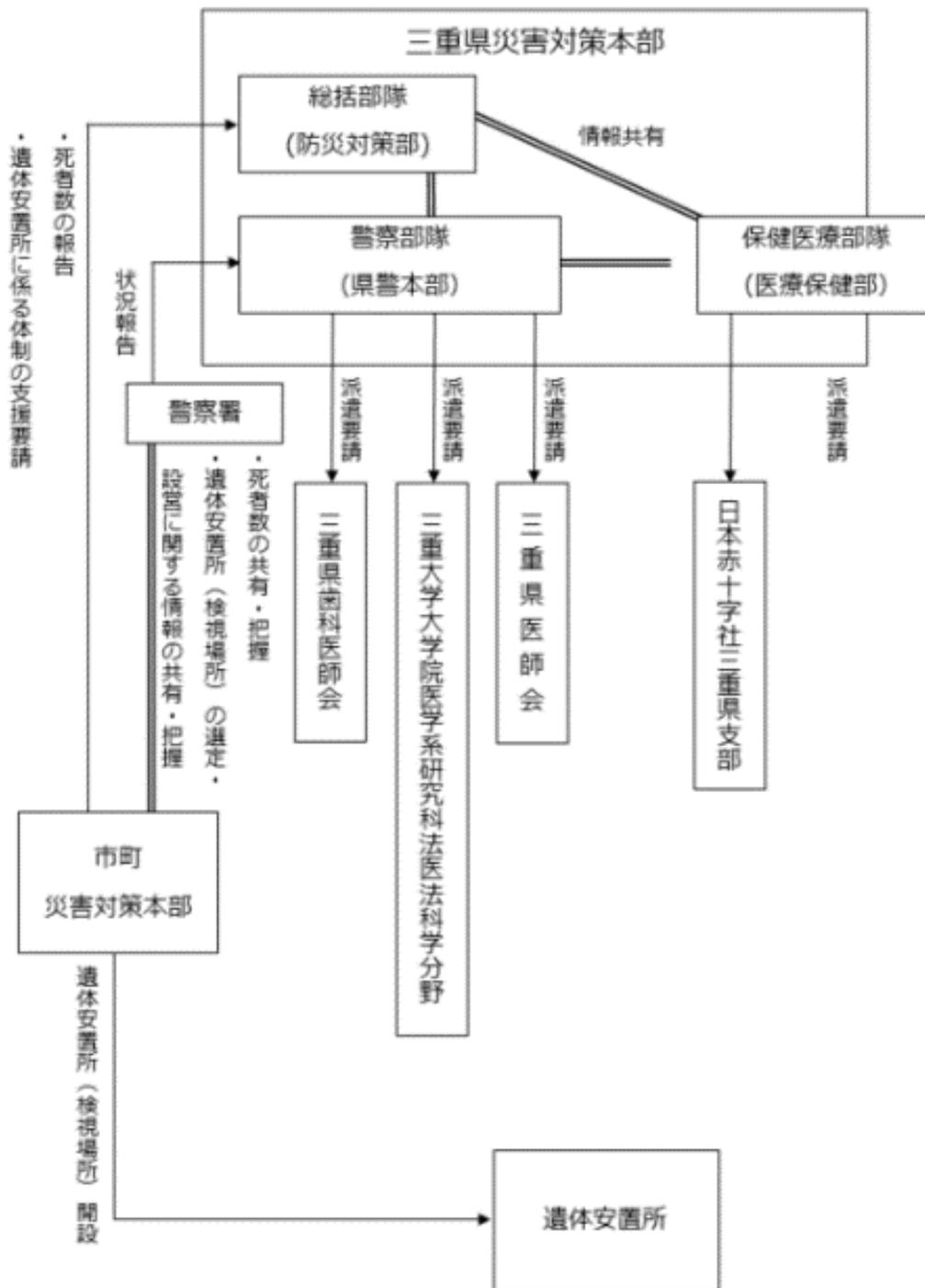
海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

〈三重県葬祭業協同組合等の実施する対策〉

1 葬祭用品の供給等協力

三重県葬祭業協同組合等は市の要請に対して、葬祭用品の供給等について協力する。

〈参考〉 遺体検視・検案等に係る連携、情報連絡体制図



※連絡体制図は、南海トラフ地震等の大規模地震発生時（局所的災害を除く）を想定。

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 公共土木施設の復旧・保全

【主担当部：建設部、農林水産部】

第1項 活動方針

- 市民の生命・身体の保護を図るため、公共土木施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共土木施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる復旧・保全活動）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等	建設部、 農林水産部	【発災6時間以内】 被害状況取りまとめ後速やかに	・人員及び資機材確保状況 (総務部)
施設の復旧活動	建設部、 農林水産部	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	・被害状況(総務部、町内会等、施設関係者・機関等)
施設における危険箇所の周知	建設部、 農林水産部	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	・被害状況(総務部、町内会等、施設関係者・機関等)
公共土木・農林水産施設災害復旧事業	建設部、 農林水産部	災害復旧事業の準備が整い次第	・被害状況(町内会等、施設関係者・機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動（建設部、農林水産部）

(1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては「第2章 第2節 緊急輸送手段の確保」(P5-9)に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

2 港湾施設にかかる機能回復・復旧活動（建設部）

(1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強等の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行なう。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動（農林水産部）

(1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、速やかに漁港施設の補修や補強等の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行なう。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

4 河川・海岸保全施設にかかる機能回復・復旧活動（建設部、農林水産部）

(1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

河川・海岸保全施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

5 農地及び農業用施設にかかる機能回復・復旧活動（農林水産部）

(1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

「第4部 第2章 第2節 公共土木施設被災時の応急対応 ■市が実施する対策 4 農業用施設にかかる応急対策」(P4-29)で収集した被害情報をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じた後、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、関係機関から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行ない下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、関係機関に応援要請を行う。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 農林水産施設災害復旧事業

農地及び農業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

6 林業用施設にかかる機能回復・復旧活動（農林水産部）

(1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

「第4部 第2章 第2節 公共土木施設災害時の応急対応 ■市が実施する対策 5 林業用施設にかかる応急対策」(P4-29)で収集した被害情報をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、関係機関から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、関係機関に応援要請を行う。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 農林水産施設災害復旧事業

林業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

7 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動（農林水産部）

(1) 応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

「第4部 第2章 第2節 公共土木施設災害時の応急対応 ■市が実施する対策 6 漁業用施設にかかる応急対策」(P4-29)で収集した被害情報をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、関係機関から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、関係機関に応援要請を行う。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 農林水産施設災害復旧事業

漁業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

第2節 農作物等の被害軽減対策

【主担当部：農林水産部】

第1項 活動方針

- 風水害により被害を受けた農林水産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
農作物被害軽減対策	農林水産部	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	・被害状況（農業協同組合等）
水産物被害軽減対策	農林水産部	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	・被害状況（漁業協同組合等）

第3項 対策

■市が実施する対策

1 農作物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物の被害の状況を把握し、県等へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

2 水産物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県等へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災水産業者に対し、加工施設の応急措置や、濁水等からの養殖水産物の移送等の技術指導を適切に行う。

第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全

【担当部：水道部、環境部】

第1項 活動方針

- 市上下水道、電気、LPガス施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目（上下水道施設にかかる応急復旧・保全活動）

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	水道部 環境部	【発災直後】 発災後速やかに	・市内被害情報(町内会等、総務部)
施設の応急対策活動	水道部 環境部	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・市内被害情報(総務部)
応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動	水道部	【発災24時間以内】 応援の必要があると判断し、要請後速やかに	・市内外被害情報(総務部)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 【上水道施設】(水道部)

(1) 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

ア 被害状況の把握等

発災後、市上水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

イ 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

(2) 施設の応急対策活動

ア 応急復旧計画の策定

市上水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

イ 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な基幹管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の開栓や送水ポンプ及び配水ポンプの停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

ウ 市民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

(3) 応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動

ア 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、鳥羽市水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- (ア) ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- (イ) ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- (ウ) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- (エ) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- (オ) ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

イ 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

2【下水道】（水道部、環境部）

(1) 被害情報の収集

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

(2) 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は市民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

加えて環境部において、仮設トイレの設置準備を行い、迅速に避難所等に配備できるよう努める。

■その他防災関係機関が実施する対策

〈電気事業者の実施する対策〉

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況の把握
- ウ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧方針

- (1) 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- (2) 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- (3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

〈LPガス販売事業者の実施する対策〉

1 緊急対策

- (1) 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- (2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- (3) LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (4) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- (5) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2 中期対策

- (1) 危険箇所からの容器の引上げを行う。
- (2) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給を行う。
- (3) 避難所への生活の用に供するLPガスの供給を行う。
- (4) 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給を行う。

3 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

〈石油商業組合の実施する対策〉

1 緊急対策

- (1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- (3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

2 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

〈固定通信事業者の実施する対策〉

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 ■その他の防災機関が実施する対策 〈固定通信事業者が実施する対策〉」(P4-8～9) に準ずる。

〈移動通信事業者の実施する対策〉

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 ■その他の防災機関が実施する対策 〈移動通信事業者が実施する対策〉」(P4-9) に準ずる。

第4節 流木等漂着物対策

【主担当部：建設部、農林水産部、環境部】

第1項 活動方針

- 大雨や高潮により流出した木材等漂流物による2次被害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(収集先)
市の管理する港湾・漁港水域内の漂着物の処理	建設部 農林水産部	【発災1日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 水域内漂着物情報(漁協等)
市の管理する河川・海岸保全区域内の漂着物の処理	建設部 農林水産部	【発災1日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 水域内漂着物情報(市民等)
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	環境部	【発災1日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報(市民等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市の管理する港湾・漁港水域内の漂着物の処理

港湾水域内(漁港水域内)に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとし、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。

2 市の管理する河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木等漂着物については、河川管理者及び海岸管理者並びに市は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は市並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し、被害の軽減を図る。

3 湛(たん)水・浸水区域内の漂着物の処理

湛水・浸水区域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市が上記、「2 市の管理する河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈木材の所有者・占有者が実施する対策〉

1 流木の被害軽減、報告

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸、港湾、漁港等の管理者に速やかに連絡する。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当部：環境部】

第1項 活動方針

- 大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
生活ごみ等処理	環境部	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況、生活ごみ等発生状況(町内会等)
し尿処理	環境部	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況、し尿処理状況(町内会等)
災害がれき処理	環境部	【発災3日以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況、災害がれき発生状況(町内会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難にならないよう、市民に対して仮置き場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、市の現有体制での対応に加え、機材の借上げなどを行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンターにおいて、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。

なお施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ等において貯蓄容量を超えることがないように配慮する。(し尿の発生量はひとり1日あたり1.7ℓを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合は、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定書」等により、市において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、鳥羽志勢クリーンセンターによることを原則とする。

3 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場（ヘリポート等）の設置準備等を行い、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合には県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い適正に処理を行う。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

【担当部：健康福祉部、建設部】

第1項 活動方針

- 被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 被災宅地危険度判定等を速やかに実施するとともに、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
住宅関連情報の受発信	健康福祉部 建設部	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において 住宅相談窓口等が設置され、情 報収集が可能になり次第	・ 応急仮設住宅のニーズ ・ 住宅や宅地の被災状況 (被災者)
被災宅地危険度判定	建設部	【発災後3日以内】 速やかに	・ 住宅や宅地の被災状況 (住宅相談窓口)
応急仮設住宅等の確保	建設部	【発災後3日以降】 速やかに	・ 応急仮設住宅のニーズ (住宅相談窓口) ・ 建設資材の確保状況
応急仮設住宅等の受付・入居	建設部	【発災後3日以降】 速やかに	・ 住宅や宅地の被災状況 (住宅相談窓口)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住宅関連情報の受発信

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、必要な情報を災対本部に報告する。

(3) 罹災証明書等の交付

罹災証明書及び被災届出証明書(以下「罹災証明書等」という)の交付については「第5部 第5章 第2節 被災者の生活再建に向けた支援」(P5-49～)による。

2 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について標示することにより関係者への注意喚起をするとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

市営住宅をはじめとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

建設業協会等業界団体・事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し早期の帰宅を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

イ プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携し、災害のため住家が滅失したり、罹災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

ウ 中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

エ 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を（公社）県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

4 応急仮設住宅等の受付・入居

応急仮設住宅等の確保ができ次第、入居希望者への周知を行い、建設部が窓口となり入居を受け付ける。

第3節 文教等対策

【担当部：教育部】

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合には、応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
学校施設等の一時使用措置	教育部 総務部	【発災後1日以内】	・避難状況(学校等)
応急教育の実施判断	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
教職員の確保	教育部	【発災後3日以内】	・教職員安否情報(学校等)
給食の措置	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
被災児童・生徒の保健管理	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況 (保護者、学校等)
学用品の調達及び確保	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(学校等)
文化財・歴史的公文書等の保護	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況 (管理者・所有者等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校施設等の一時使用措置

災害応急対策のため学校等の一時使用の要請があった場合、その調整にあたる。

2 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (2) 校舎等の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設等、公民館、その他公共施設及び民有施設等の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- (3) 応急教育実施にあたっては、児童・生徒ならびに保護者等に対し、メール、ホームページ等で実施時期等の周知を図る。
- (4) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市災対本部(教育部)は県災対本部(被災者支援部隊(教育対策班))に対し、児童・生徒を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師の任用等を行う。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請する。

4 給食の措置

- (1) 給食施設の被害状況を把握し、施設の応急修理、調理器具等の調達を行う。
- (2) 給食調理員等の被災状況に応じて人員の補充等の対応を取り、人的体制を整える。
- (3) 施設、人員の体制が整い次第、保健所等との連絡調整を図り、応急的な給食の提供を行う。
- (4) 施設の復旧を図り、給食提供の早期の平常化を行う。

5 被災児童・生徒の保健管理

応急処置器材を、各学校等に整備する。

被災学校の教職員に対し、児童・生徒の安全指導、生活指導や心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校等へ専門家を派遣する。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害（全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水）を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした小学校児童及び中学校生徒に対して行うものとする。

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 給与の限度

区 分	小 学 生	中 学 生
教 科 書 代	実 費	実 費
文房具・通学用品	4, 8 0 0 円以内	5, 1 0 0 円以内

(注1) 教科書代とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

(注2) 上記の金額は、災害救助法による実費弁償の基準の改正に伴い改められる。

(3) 給与の方法

- ア 学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。
- イ 教科書については、所要冊数を三重県教科書配給所を通じて教科書会社より取り寄せて配給する。
- ウ 学用品等は、必要量を確保し、被災児童・生徒又は応急教育の実施場所に急送する。

(4) 給与をする期間

災害発生の日から、教科書については1箇月以内、学用品については15日以内とする。これは物資が最終的に被災児童・生徒の手に渡る期間を言う。

7 文化財・歴史的公文書等の保護

(1) 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県災害対策本部（被災者支援部隊：県教育対策班）に連絡の上、県との協議を行う。

調査実施ができない状態の場合は、県災害対策本部に連絡の上、県との協議を行う。

(2) 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■学校・保育所等が実施する対策

1 学校施設等の一時使用措置

(1) 避難所に指定されている学校等においては、施設管理者として、市が開設する避難所設置時の初期対応や避難所の運営に対し協力する。

(2) 災害応急対策のため、学校等の一時使用の要請があった場合、施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。

(3) 避難所となった学校等では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分、解放できない部分を明確にし、避難者の協力を得る。

2 被災児童・生徒の保険管理

(1) 学校等では、教職員が分担し児童・生徒の状況を把握し、安全指導や生活指導、心のケア等を行う。

(2) 学校等の設置者は応急処置機材を整備し、養護教諭等が救急措置にあたる。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 被災文化財等の保護活動、報告

地域・市民は、文化財等の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財等の保護活動に協力を行う。

また、文化財・歴史的公文書等の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財・歴史的公文書等の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策

【主担当部：農林水産部】

第1項 活動方針

- 被災した中小企業の自立を支援する。
- 被災した農林漁業者等の自立を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
中小企業復旧対策	農林水産部	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	・被害状況の把握 (中小企業事業者、商工会 議所等)
農林漁業復旧対策	農林水産部	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	・被害状況の把握 (農林漁業者、農業関係団 体、漁業関係団体)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 中小企業復旧対策

(1) 中小企業への情報収集

関係機関と連携をとりながら、中小企業事業者の状況把握、影響について情報収集を行う。

(2) 金融相談窓口の設置

被災した中小企業向けの相談窓口を設け、県と連携しながら、セーフティネット関連融資や経営安定資金の利用等についての情報提供や、周知を行う。

2 農林漁業復旧対策

(1) 農林漁業者への情報収集

関係機関と連携をとりながら、農林漁業者への影響について情報収集を行う。

(2) 復旧・再生産のための融資にかかる情報提供等

被災により経営に支障を生じている農林漁業者に、日本政策金融公庫や、県などの災害復旧に利用可能な融資の利用等についての情報提供や、周知を行う。また、天災融資法による金融機関等への利子補給や損失補償を検討し、再生産確保のための経営資金等の融資の確保に努める。

第5節 災害義援金等の受入・配分

【主担当部：健康福祉部、観光商工部】

第1項 活動方針

○ 災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
実施機関の設置	健康福祉部	【発災直後】 災害発生後速やかに	被害状況 (町内会等)
災害義援金の募集	健康福祉部	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	募集体制構築状況 (実施機関)
災害義援金等の保管	健康福祉部 観光商工部	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況 (実施機関)
災害義援金等の配分	健康福祉部 観光商工部	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度に 集った時点	被害状況の把握 (被災者)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金の募集、災害義援金品等の輸送及び受入・配分のため、実施機関を設置する。
実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

2 災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。
県の募集した災害義援品等については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部に報告する。

※災害義援品は国・地方公共団体又は企業等からのまとまった物資（混載等により仕分けが必要な物資を除く）のみ受入れ、個人からの義援品は受け付けない。

細部は、第5部 第2章 第3節 第3項「3 災害義援品(物資等)の処置」(P5-12)を参照

3 災害義援金等の保管

災害義援金品の受付にあたって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。

災害義援金及び見舞金については、市災対本部（健康福祉部）において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、物資拠点において保管する。

4 災害義援金等の配分

- (1) 被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに、罹災者に届くよう配分する。なお、災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。
 - (2) 義援品の配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。
- ※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

■地域・市民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・市民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援

【担当当部：企画財政部】

第1項 基本方針

- 市は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対策

■市と県が連携して実施する対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

市が負担する災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 海岸災害復旧事業
- (ウ) 砂防設備災害復旧事業
- (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害普及事業
- (キ) 道路災害復旧事業
- (ク) 港湾災害復旧事業
- (ケ) 漁港災害復旧事業
- (コ) 下水道災害復旧事業

イ 公園災害復旧事業

ウ 農林水産業施設災害復旧事業

エ 都市災害復旧事業

オ 水道災害復旧事業

カ 住宅災害復旧事業

キ 社会福祉施設災害復旧事業

ク 公立医療施設、病院等災害復旧事業

ケ 学校教育施設災害復旧事業

コ 社会教育施設災害復旧事業

サ その他の災害復旧事業：(注) 法令に特別の定めがある場合

- (ア) 救助法 第36条
- (イ) 水防法 第44条
- (ウ) 基本法 第94条、第95条
- (エ) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた県・市が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国が設置する非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、市又は県に負担させることが不適當なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

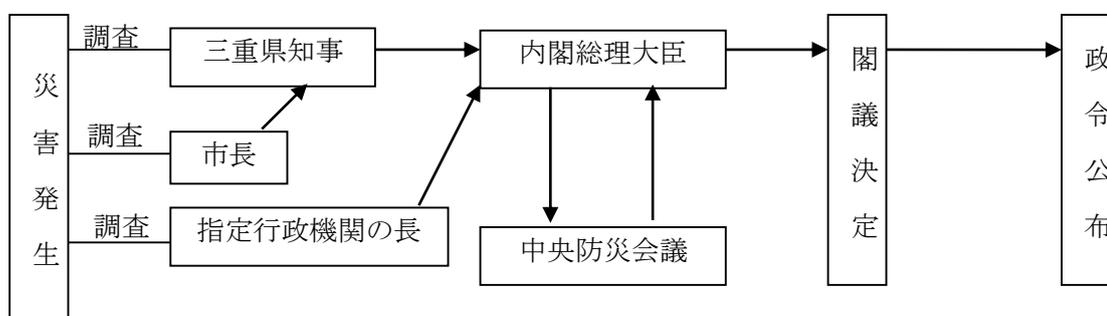
災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関等と十分連絡調整を図り復旧計画等を速やかに策定する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象（県計画参考）

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
 - a 公共施設の区域内の排除事業
 - b 公共的施設区域外の排除事業
- (セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- (ウ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- (エ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (エ) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (オ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

【主担当部：健康福祉部、税務部、建設部、関係各部】

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 市と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■市と県が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（健康福祉部、税務部、関係各部）

(1) 被災者台帳整備

市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、下記被害調査を基に、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備する。

県は、市の整備促進に協力する。

(2) 家屋の被害認定調査

災害発生後、二次災害発生の恐れがなくなり次第、税務部が被害家屋調査を実施する。

ア 被害認定

被災した家屋の被害の程度を認定することをいい、この結果に基づき、罹災証明書等が交付される。

イ 被害の程度

国の基準に基づき、「全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らない」の4区分で認定を行う。

ウ 調査の方法

国で定められた標準的な調査方法により、研修を受けた市職員等が原則として2人以上で被災家屋を訪れ、家屋の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査する。なお、被害家屋調査は、原則として外観目視調査とし、判定結果に対して被災者等から再調査の申請があった場合は、申請者の立会い調査を行う。

(3) 罹災証明書等の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書等の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書等を交付する。

県は、市の被害認定や罹災証明書等の発行事務について、必要な支援を行う。

ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

(ア) 住居の被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）

(イ) 浸水区分（床上浸水、床下浸水）

イ 罹災証明書の交付

罹災証明は、証明の対象となる家屋が存在する市長が行う。ただし、火災による罹災証明は、申請者の家屋が存在する消防署長が行う。

災害対策基本法第90条の2に規定する、罹災証明書の交付にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。

申請は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等によるものとし、被災者台帳により確認し交付、罹災証明書発行台帳を整備する。

ウ 被災届出証明書の交付

被災届出証明書は、災害により市内で住家以外の動産等について被害を受けたことを市に届け出たという事実を市長が証明するもので、被災届出証明書の交付にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付（健康福祉部）

ア 災害援護資金

- (ア) 実施主体：市
- (イ) 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- (ウ) 受給者：上記災害により負傷又は住居が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で、次の号に該当する者に対して行う。
 - a 小資本で生業を営んでいた者であること。
 - b 蓄積資金を有しないこと。
 - c 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
 - d 生業の見込みが確実で、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。
- (エ) 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- (ア) 実施主体：市
- (イ) 受給者：母子・父子家庭であって、現に児童（20才未満の者）を養育している者が、その資金を経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに扶養している児童の福祉を増進するために活用する場合、並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。ただし、現に扶養する子等のいない寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子の場合は、前年度所得が政令で定める以下の者を原則とする。
- (ウ) 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- (エ) 借入手続：貸付を受けようとする者は、市福祉事務所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して、市福祉事務所を経由して県に提出する。
- (オ) 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）
 - a 事業開始資金
 - b 事業継続資金
 - c 住宅資金
 - d 技能習得資金
 - e 生活資金
 - f 就職支度資金
 - g 修学資金
 - h 転宅資金
 - i 就学支度資金
 - j 修業資金
 - k 医療介護資金
 - l 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- (ア) 実施主体：県社会福祉協議会

- (イ) 貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方
 - (ウ) 借入手続：貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申請書に必要書類を添付し、市社会福祉協議会を經由して三重県社会福祉協議会に提出する。
 - (エ) 貸付資金の種類
 - a 緊急小口資金（災害時特例）
 - b 生活福祉資金（本則貸付）
- (2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（健康福祉部）
- ア 対象となる自然災害**
- 異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。
- (ア) 市内において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害
 - (イ) 市内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 - (ウ) 県内において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 - (エ) 県内において①又は②の市町が発生した場合において、市内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害
 - (オ) (ア)、(イ)又は(ウ)の区域に隣接している場合で、市内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害
 - (カ) (ア)若しくは(イ)の区域を含み、または(ウ)に該当する都道府県が2以上ある場合で、市内において2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害
- イ 対象世帯と支給額**
- 自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊した世帯、及び中規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

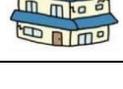
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

※【参考資料：災害に係る住家の被害認定基準】

損壊の区分	浸水の程度	浸水した箇所の最も高い部分	地震等による損害割合	
全壊	床上浸水	床上180cm以上	50%以上	
大規模半壊		床上180cm未満 100cm以上	50%未満 40%以上	
中規模半壊		床上100cm未満 50cm以上	40%未満 30%以上	
半壊		床上50cm未満	30%未満 20%以上	
準半壊	—	—	20%未満 10%以上	
一部損壊	床下浸水	—	10%未満	

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設（建設課、健康福祉課）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から市民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、市及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

■市が実施する対策

1 市税の徴収猶予及び減免等の対策（税務課）

被災者の市税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、鳥羽市市税条例の定めるところに従って救済を図る。

2 介護保険料の減免及び徴収猶予の対策（健康福祉課）

被災者の介護保険料の減免、徴収猶予については、鳥羽市介護保険条例の定めるところに従って救済を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈県が実施する対策〉

1 県税の徴収猶予及び減免等の対策

- (1) 災害が発生した場合において必要があると認めたときは、被災者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災者の救済を図る。

- (2) 広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等において、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延期する。

〈国が実施する対策〉

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

オ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

(ア) 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

(イ) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

(ア) 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

(イ) 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

〈日本郵便株式会社が実施する対策〉

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

〈三重弁護士会が実施する対策〉

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した市民及び市内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。